

寒河江市中小企業振興資金融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、寒河江市中小企業振興資金融資制度（以下「融資制度」という。）を定め、中小企業者の経営基盤の確立及び近代化を図るための必要な資金を融資することにより、本市産業の振興及び中小企業の経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法第2条第1項に規定するものをいう。ただし、原則として資本構成上大企業の出資が2分の1を超える企業は、含まないものとする。
- (2) 小規模企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第3項に規定するものをいう。
- (3) 取扱金融機関 市内にある山形銀行、きらやか銀行、荘内銀行、山形信用金庫及び山形中央信用組合の支店をいう。

(原資の預託)

第3条 市長は、融資制度を実施するため、予算の範囲内で取扱金融機関に原資を預託するものとする。

(融資対象者)

第4条 融資対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有する中小企業者及び小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）で、同一業種を1年以上継続して営んでいること。
- (2) 市税を完納していること。

2 前項のほか、1年以上の事業実績を有し、市内への具体的な進出計画を有する中小企業者等、その他市長が特に認めるものを融資対象者とすることができる。

(資金の使途)

第5条 資金の使途は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、新たに市内へ進出する中小企業者等にあつては第1号、東日本大震災の影響により経営に支障が生じている中小企業者等にあつては第13号に限るものとする。

- (1) 事業の用に供する工場、店舗、事務所、倉庫等の新築、増築又は改築で、その計画が妥当と認められるもの
- (2) 経営基盤強化のための省力効果が高い設備の新設又は増設で、生産能率の向上又は生産の高度化に資するもの
- (3) 快適な職場環境の形成に資する施設を設置するもの又は工場敷地等の緑化等を行うもの
- (4) 事業を営むもので、最近3か月の売上高又は売上総利益が過去3年以内のいずれかの年の同期に比し3パーセント以上減少し、経営に支障が生じているもの
- (5) 事業を営むもので、最近3か月の売上高又は売上総利益に対する売上原価又は販売費及び一般管理費の割合が過去3年以内のいずれかの年の同期に比し増加し、経営に支障が生じているもの
- (6) 取引先の倒産等により影響を受けるもの
- (7) 繊維工業を営むもので、経営の近代化又は合理化を図るための設備を取得若しくは賃借するため又は販売促進を図るための資金を必要とするもの
- (8) 寒河江駅前土地区画整理事業施行区域内で、店舗等の新築、増改築、駐車場の整備等を行うもの

- (9) 寒河江市中心市街地活性化センターで、店舗等の新築、増改築等を行うもの
- (10) 事業の拡大等を行うことにより新たな雇用創出を行うもの
- (11) 新分野進出又は新事業創出を行うもの
- (12) I S O 認証を取得し、経営力の強化を行うもの
- (13) 事業を営むもので、最近 3 か月の売上高等又は売上総利益が前年同期に比し 2 0 パーセント以上減少し、経営に支障が生じているもの
- (14) 市長が特に必要と認めたもの

(融資の条件等)

第 6 条 資金融資の種類は、設備資金と運転資金とし、融資の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 融資限度額 設備資金と運転資金合わせて 1, 5 0 0 万円以内 (残高通算)
- (2) 融資期間 設備資金 1 0 年以内 (据置 6 か月以内)
運転資金 7 年以内 (据置 6 か月以内)
- (3) 融資利率 取扱金融機関との約定利率による。
- (4) 保証人及び担保 保証人及び担保の要否は、取扱金融機関の定めるところによる。ただし、山形県信用保証協会 (以下「保証協会」という。) の保証を受ける場合は、保証協会の定めるところによる。

(保証料の補給)

第 7 条 保証協会の保証により融資制度による融資を受ける場合の保証料については、寒河江市山形県信用保証協会保証料補給規則 (昭和 4 1 年市規則第 1 4 号) による。

(融資あっせん業務の委託)

第 8 条 市長は、融資制度の設置の目的を効果的に達成するため、融資あっせん業務を委託することができる。

(調査等)

第9条 市長は、融資制度に係る事項について報告を求め、又は調査をすることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、平成13年度から平成19年度までの寒河江市中小企業振興資金融資制度要綱に基づき取扱金融機関が行った融資に係る取扱いについては、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。
- 2 第5条第13号の取扱いについて、東日本大震災によるものにあつては平成24年3月31日受付までとする。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。